

ひたちなか市社会福祉協議会 青葉・石川支部 運営規約

(名称,事務局)

第1条 本支部は、社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会(以下「ひたちなか市社協」という)青葉・石川支部と称し、事務局を支部長宅におきます。

(構成)

第2条 本支部は、ひたちなか市青葉・石川自治会内の、ひたちなか市社協の会員をもって構成します。

(目的)

第3条 本支部は、ひたちなか市社協が定めた「福祉のまちづくり推進計画」の理念にある「人と人の連帯、心のふれあいのなかから支えあう福祉の実践を通して福祉のまちづくりを進める。」ことを目的として、下記の事業を遂行しようとするものです。

- (1) 福祉啓発事業
- (2) 高齢社会対策事業
- (3) その他、地域の実情に応じた福祉活動

(運営委員会)

第4条 本支部に、次の支部福祉活動委員会をおきます。

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| (1) 支部長(運営委員長) | [自治会会長] ^[来歴] |
| (2) 副支部長(副運営委員長) | [自治会副会長(市政副協力委員)] ^[来歴] |
| (3) 事務局長 | [自治会会長] ^[来歴] |
| (4) 会計 | [自治会会計] ^[来歴] |
| (5) 運営委員 | [自治会副会長・民生児童委員] ^[来歴] |
| (6) 監査 ^[来歴] | [自治会監査] ^[来歴] |
| | []内は対応する自治会役員 ^[来歴] |

*本会に協力員を置き、協力員は必要に応じて運営委員会に出席することができます。

(運営委員会の職務)

第5条 運営委員長は、支部福祉活動委員会を代表し、会議の議長となります。

- 2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行します。
- 3 事務局長は、会務にあたります。
- 4 会計は、本支部の会計にあたります。
- 5 運営委員は、業務の推進にあたります。
- 6 監査^[来歴]は、会計の監査にあたります。

(運営委員会の任期)

第6条 運営委員の任期は、次によるものとし、再任を妨げません。

- (1) 自治組織の職務を任期として追行する期間。
- (2) 民生児童委員^[来歴]及び福祉団体等の役職を追行する期間。
- (3) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

*協力員の任期は、必要に応じて運営委員会で定めます。

(会議)

第7条 本支部の会議は、運営委員会とし、運営委員会は必要に応じ運営委員長が招集します。

(経費)

第8条 本支部の経費は、ひたちなか市社協より支出される、会費還元金、助成金、並びに、自治会よりの助成金及び寄付金をもってあてます。

(会計年度)

第9条 本支部の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

附則 この規約は、令和2年3月29日より施行、適用します。

[改定来歴]

第4条(6) H22(2010).04.04 役員名称 [変更前]監事 → [変更後]監査

第4条(1)~(6) R02(2020).03.29 対応する自治会役員 追記

第5条6 H22(2010).04.04 役員名称 [変更前]監事 → [変更後]監査

第6条(2) R02(2020).03.29 [変更前]民生委員 → [変更後]民生児童委員